

(案)

独評発第〇〇〇〇号
平成24年〇月〇日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

独立行政法人評価委員会

委員長 猿田 享男

意見書

独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの平成23年度に係る独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第38条第1項に規定する財務諸表について、同条第3項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

通則法第38条第1項に規定する財務諸表については、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターから平成24年6月29日付精・神発第289号をもって行われた承認申請のとおり承認することが適当である。